

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和5年4月

広 島 県

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	広島県農業の現状	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する基本方向	2
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
1	営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標	6
2	経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標	20
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	20
1	営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標	21
2	経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標	25
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	25
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	25
2	農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	26
3	県が主体的に行う取組	27
4	関係機関の連携・役割分担の考え方	27
5	就業希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	28
6	確実に就業に結びつけるその他の取組	28
第5	担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標とその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	29
1	担い手が利用する農用地の利用の集積に関する目標	29
2	担い手が利用する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	29
第6	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	29
1	利用権設定等促進事業の実施	30
2	農用地利用改善事業の実施	30
3	その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業	30
4	地域における推進体制の構築	30
5	農地の利用条件の整備	30

- **本方針における「就業」について**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第2項の「就農」に読み替える。

- **本方針における「担い手」について**

第1～第4においては、農業生産を担う者を「担い手」、第5及び第6においては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者として、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営を「担い手」としている。

なお、これら担い手のうち、その生産物を提供することにより収益を取得する活動を農業経営とし、この農業経営をする者を「経営体」としている。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 広島県農業の現状

本県は、瀬戸内海に面し、北に中国山地、南に四国山地に挟まれた地形のため、夏・冬の季節風の影響を受けにくく、梅雨・台風時期を除き、夏の降雨量、冬の降雪量ともに少ない、晴天が多い温暖な地域である。とはいえ、温暖な南部の島しょ部から、冬季に積雪となる北部の中国山地付近まで変化に富んでおり地域によって気候に差がある。

本県の農業は、このような多様な自然条件の下で、多種多様で特色のある農産物を生産し、地域の経済を支える基幹産業となっているが、人口減少や少子・高齢化は今後も進むことが予測され、特に中山間地域においては、より厳しい環境変化となることが見込まれる。

中山間地域が多い本県農業を維持・発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の生産性を高めていくとともに、こうした経営体を中心となって、持続可能な生産構造を構築していくことが重要である。

農業を取り巻く社会情勢は日々変化しており、「人口減少及び少子・高齢化」「グローバル化への対応」「デジタル技術・先端技術の進展」は特に考慮が必要である。

具体的には、本県における農業就業人口や総農家数は、減少を続けており、年齢構成も令和2年には65歳以上が74.4%となるなど、高齢化が進んでいる一方で、意欲のある経営体の規模拡大や農地集積が進み、法人化した農業経営体数とその売上高は増加しており、5ha以上の耕地を経営する農家戸数も増加している。

さらに、自由貿易拡大の流れの中、経済のグローバル化が進展し、輸入された安価な農産物との競合が生じており、本県においても、農産物の生産額への影響が懸念されている。

国際間競争が激化していく中で、グローバル化の進展を本県農業の発展の契機とする取組が求められている。

加えて、デジタル技術やドローン、ロボット等の先端技術が農業経営に導入されつつあり、その技術は日々急速に進歩している。

また、「SDGs（持続可能な開発目標）」は、我が国においても「SDGs実施指針改定版」や「SDGsアクションプラン2021」が策定されるなど国家戦略の軸に据えられており、環境・経済・社会の3点のバランスがとれた持続可能な社会を目指すその理念は、本県農業の今後の方向性にとって重要な考え方であることから、SDGsの理念を踏まえながら、本県の施策を推進していくことにより、農業の持続性を高め、競争力の強化につなげていくこととする。

2 効率的かつ安定的な農業経営の育成に関する基本方向

(1) 基本方向

今後は、本県総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の農林水産業領域に掲げる10年後の目指す姿の実現に向けて、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」に定めた具体的な行動計画を推進していくこととする。

【10年後の目指す姿】

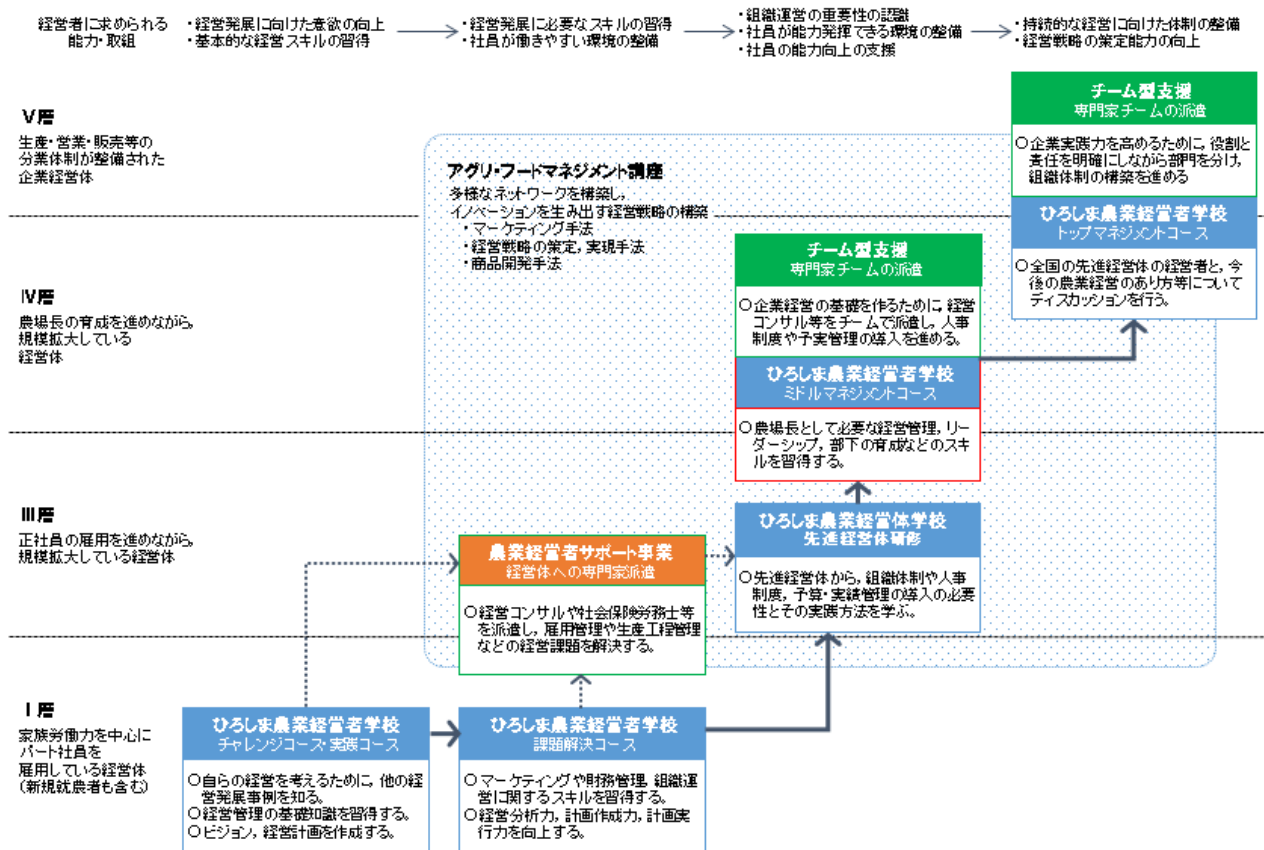
- ・スマート農業の実装が進み、全国の中山間地域をリードする生産性の高い農業が確立され、担い手が企業経営*を実現するなど、安定した所得を確保している。こうした経営体が育成されることで、職業として農業を選択する人が増加している。
- ・企業経営体をはじめとした担い手が、農村地域のリーダーとして兼業農家など多様な主体と連携し、生産活動を拡大しながら農地の保全活動等に取り組むことで、地域農業を支えている。

※ 企業経営とは、農業経営において明確なビジョンを掲げ、従業員の育成や財務管理等のマネジメントを着実に実施しながら、効率的かつ持続的な経営発展を行うことができる経営をいう。

指標※	現状値 (H30)	10年後の目標値 (R12)
農業生産額	712 億円	746 億円
農業生産額1千万円以上の経営体数	605 経営体	705 経営体
農業生産額1千万円以上の経営体生産額	234 億円	335 億円

※ 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」から抜粋

こうした目指す姿の実現に向けて、地域の核となる企業経営体を確保・育成するため、それぞれの経営体の経営発展段階に応じた支援を実施していく。また、中山間地域に位置し、土地条件に恵まれない本県の状況に応じたスマート農業技術の普及に向けて、精密技術や省力・効率化技術の技術実証及び改良支援を進め、広島型のスマート農業技術を確立するとともに農業者への情報提供、技術を活用する経営体の育成を進めていくこととする。



【経営発展段階に合わせた支援体系】（令和5年度）

さらに、将来企業経営を目指す経営体となる若手経営者を確保するため、新規就業者の目標を下表のとおりとする。

項目	現状 (R元)	R3	R4	R5	R6	R7
新規就業者数 (人/年)	72	80	88	95	104	110

※畜産経営体を除く

また、中山間地域農業の活性化に向けて、持続可能な地域農業を担う体制を構築するために、集落法人の連携による更なる経営の効率化、近隣の担い手との連携や新たな担い手への作業受託などを継続して進めていく。傾斜地を中心としたかんきつ産地においては、園地の荒廃が拡大しないよう、農地とあわせてレモンなどの収益性の高い樹体についても、新規就業者や規模拡大を図る経営体に継承できる仕組みの構築を検討する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人当たり2,000時間以内）及び年間農業所得（主たる従事者一人当たりの年間農業所得500万

円) の水準を確保することができる効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともにこれらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

- (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき効率的かつ安定的な農業経営の育成目標

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者一人当たり 2,000 時間以内）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者一人当たりの年間農業所得 250 万円以上）の水準を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体を育成する（(2)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割以上の農業所得）。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の2の(2)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

《地域区分》

本県は、沿岸島しょ部から中国山地まで多様な地形と気象条件下にあり、そこで展開される営農も多岐にわたることから、広島県メッシュ気候図をもとに、気象等自然条件による等質性をおもな基準にして次の3地域に区分する。

「北部」：年平均気温概ね 11.0°C 以下，冷涼で積雪量が多く，年間降水量 $1,800\text{ mm}$ 以上の地域。

「中部」：年平均気温概ね 11.0°C ～ 15.0°C 程度，年降水量 $1,000$ ～ $1,800\text{ mm}$ 程度の地域。降水量は梅雨期と台風時を除き少ない。

「南部」：年平均気温概ね 15°C 以上，年降水量 $1,000$ ～ $1,300\text{ mm}$ 程度の地域。降水量は梅雨期と台風時を除き少ない。



《経営体区分》

経営内容から、基本的指標の経営体区分を「法人経営体」及び「個別経営体」とする。

1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
1	水稻専作	法人経営体	<作付面積> 計 100ha 主食用米 70ha 加工用米 30ha	4	8	<資本装備> トラクター, 田植機, コンバイン, 育苗施設, 乗用管理機, 乾燥調製施設 <その他> ・ 稚苗疎植移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種構成	○	○	
2	水稻専作	個別経営体	<作付面積> 計 15ha 主食用米 15ha 作業受託 延べ 8ha (耕起, 代かき, 田植え, 収穫 各 2ha)	1	2	<資本装備> トラクター, 田植機, コンバイン, 育苗施設, 乗用管理機 <その他> ・ 稚苗疎植移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種構成		○	
3	水稻 + 施設野菜	法人経営体	<作付面積> 計 31.8ha 主食用米 22.0ha 加工用米 8.0ha 青ねぎ (水耕) 1.8ha	5	10	<資本装備> トラクター, 田植機, コンバイン, 育苗施設, 乾燥調製施設, 乗用管理機, 水耕プラント, 防除機, パネル洗浄機 <その他> ・ 水稻稚苗疎植移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稻品種構成 ・ ロックウール培地を利用した湛液型水耕栽培		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
4	水稻 + アスパラガス	法人経営体	<作付面積> 計 29.7ha 主食用米 20.0ha 加工用米 6.7ha ハウスアスパラガス 1.0ha 露地アスパラガス 2.0ha	3	15	<資本装備> トラクター，田植機，コンバイン，育苗施設，乗用管理機，乾燥調製施設，パイプハウス，灌水施設，防除機，運搬車，バーナー，マルチスプレッダー <その他> ・水稻稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稻品種構成 ・アスパラガス露地栽培とハウス栽培の組み合わせ		○	
5	水稻 + 白ねぎ	法人経営体	<作付面積> 計 30.0ha 主食用米 20.0ha 加工用米 8.0ha 白ねぎ（11月どり） 0.8ha 白ねぎ（12～1月どり） 1.2ha	2	15	<資本装備> トラクター，田植機，コンバイン，育苗施設，乗用管理機，乾燥調製施設，パイプハウス，収穫機，根切・葉切機，皮剥き機，ひっぱりくん <その他> ・水稻稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稻品種構成 ・白ネギ露地栽培，チェーンポット苗購入		○	
6	水稻 + きく	法人経営体	<作付面積> 計 30.0ha 主食用米 20.0ha 加工用米 9.0ha きく（小菊） 1.0ha	2	10	<資本装備> トラクター，田植機，コンバイン，育苗施設，乗用管理機，乾燥調製施設，管理機，動力噴霧機，選花機，杭打機，運搬車，パイプハウス <その他> ・水稻稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稻品種構成 ・きくと水稻の輪作で連作障害対策を行う	○		

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
7	水稻 + ぶどう	法人経営体	<作付面積> 計 30.0ha 主食用米 20.0ha 加工用米 9.0ha ぶどう 1.0ha	3	8	<資本装備> トラクター，田植機，コンバイン，育苗施設，乗用管理機，乾燥調製施設，ぶどう棚，トンネルメッシュ，スピードスプレーヤー，トレンチャー <その他> ・水稻稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稻品種構成 ・ぶどう短梢剪定，無核栽培		○	
8	水稻 + 大豆 + 麦	法人経営体	<作付面積> 計 40.0ha 主食用米 20.0ha 大豆 10.0ha 麦 10.0ha	2	4	<資本装備> トラクター，田植機，コンバイン，育苗施設，乗用管理機，乾燥調製施設，播種機，汎用コンバイン，サブソイラー <その他> ・稚苗疎植移植体系（水稻） ・狭畦栽培（大豆） ・うね立て同時播種（麦） ・機械の効率的利用が可能な水稻品種構成		○	
9	水稻 + 肉用牛	個別経営体	<飼養頭数等> 水稻 15.0ha 繁殖牛 30頭 育成牛 6頭 イタリアンライグラス等 7.5ha	2	1	<資本装備> 畜舎，堆肥舎，トラクター，ダンプトラック，鎮圧ローラー，ディスクモア，テッダーレーキ，ロールベラー，ラッピングマシン，マニュアルスプレッダー，田植機，コンバイン，育苗器 <その他> ・放牧期間（繁殖牛）3月～9月。育成牛出荷月齢：去勢牛 26ヵ月齢，雌牛 26.6ヵ月齢		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
10	野菜専作 (キャベツ)	法人経営体	<作付面積> キャベツ 計 12ha [春まき 3ha 初夏まき 2ha 夏まき 4ha 秋まき 3ha]	2	10	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 移植機, 播種機, 乗用管理機, 野菜運搬機 <その他> ・露地栽培, セル苗育苗	○	○	○
11	野菜専作 (イチゴ)	法人経営体	<作付面積> イチゴ (夏秋どり) 1ha	1	10	<資本装備> パイプハウス, 高設栽培システム, 循環扇, 選果機, 防除機 <その他> ・高設システムによる養液栽培 (有機培地)	○		
12	野菜専作 (トマト)	法人経営体	<作付面積> トマト 2ha	4	35	<資本装備> ハウス, 動力噴霧機, 灌水施設, 加温機, CO ₂ 発生装置 <その他> ・軒高3m以上ハウス ・周年出荷		○	○
13	野菜専作 (ほうれんそう)	法人経営体	<作付面積> ほうれんそう 2.5ha	2.5	18	<資本設備> ハウス, 予冷库, 動力噴霧機, 土壤消毒機, 灌水施設, マニユアスプレッダー, フロントローダー, 管理機, 真空播種機, 袋詰め機, 出荷調製機 <その他> ・雨よけハウス	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
14	野菜専作 (青ねぎ)	個別経営体	<作付面積> 計 0.9ha 青ねぎ（土耕） 0.4ha×年2.5作	2	1	<資本装備> パイプハウス，トラクター，自走マルチスプレッダー，管理機，動力噴霧器，皮むき機 <その他> ・土耕栽培 ・ハウスによる年2.5作	○	○	
15	野菜専作 (青ねぎ)	個別経営体	<作付面積> 計 4.8ha 青ねぎ（水耕） 0.8ha×年6作	2	3	<資本装備> 水耕プラント，防除機，パネル洗浄機 <その他> ・ロックウール培地を利用した湛液型水耕栽培 ・年6作		○	
16	野菜専作 (アスパラガス)	個別経営体	<作付面積> アスパラガス（露地） 1.5ha	2	5	<資本装備> 灌水施設，バーナー，防除機，運搬車，マルチスプレッダー <その他> ・露地栽培，全期立茎栽培	○	○	○
17	野菜専作 (アスパラガス)	個別経営体	<作付面積> アスパラガス（ハウス） 1ha	2	5	<資本装備> パイプハウス，灌水施設，バーナー，防除機，運搬車，マルチスプレッダー <その他> ・ハウス栽培，全期立茎栽培	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
18	野菜専作 (トマト)	個別経営体	<作付面積> トマト (促成) 0.35ha	2	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 温風暖房器 <その他> ・ハウス加温栽培, セル苗購入中間育苗, 1本仕立て, Uターン誘引			○
19	野菜専作 (トマト)	個別経営体	<作付面積> トマト (夏秋) 0.5ha	2	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 養液土耕システム, 動力 噴霧器 <その他> ・ハウス加温栽培, セル苗購入中間育苗, 2本仕立て, 斜め誘引, つる下ろし誘引	○		
20	野菜専作 (ミニトマ ト)	個別経営体	<作付面積> ミニトマト (夏秋) 0.55ha	2	6	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 自走式防除機 <その他> ・ハウス栽培, 定植苗を購入		○	
21	野菜専作 (ほうれん そう)	個別経営体	<作付面積> 計 3.3ha ほうれんそう (周年) 0.55ha×年6作	2	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 播種機, 動力 噴霧機, 運搬車, マニュアルプレッダー <その他> ・雨よけハウス周年栽培, 年6作		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分														
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部												
22	野菜専作 (ほうれんそう)	個別経営体	<作付面積> 計 2.4ha ほうれんそう (春～秋どり) 0.6ha×年4作	2	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 播種機, 動力噴霧機, 運搬車, マニユアスプレッダー <その他> ・雨よけハウス, 年4作	○	○													
23	野菜専作 (わけぎ)	個別経営体	<作付面積> わけぎ 計 1.9ha <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>初夏取り</td><td>0.25ha</td></tr> <tr><td>夏取り</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>秋取り</td><td>0.6ha</td></tr> <tr><td>ハウス冬取り</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>冬春取り</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>種球生産</td><td>0.15ha</td></tr> </table>	初夏取り	0.25ha	夏取り	0.3ha	秋取り	0.6ha	ハウス冬取り	0.3ha	冬春取り	0.3ha	種球生産	0.15ha	2	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 皮むき機 <その他> ・冬取り, 種球: ハウス栽培 ・春～秋取り: 露地栽培			○
初夏取り	0.25ha																				
夏取り	0.3ha																				
秋取り	0.6ha																				
ハウス冬取り	0.3ha																				
冬春取り	0.3ha																				
種球生産	0.15ha																				
24	野菜専作 (イチゴ)	個別経営体	<作付面積> イチゴ(促成) 0.52ha (内育苗 0.12ha)	2	2	<資本装備> パイプハウス, 高設栽培システム, 温風暖房器, 育苗装置一式, 動力噴霧器, 給液設備 <その他> ・広島型高設システムによるハウス促成栽培			○												
25	野菜専作 (こまつな)	個別経営体	<作付面積> 計 3.5ha こまつな(周年) 0.5ha×年7作	2	3	<資本装備> パイプハウス, 灌水装置, トラクター, 動力噴霧機, 運搬車, マニユアスプレッダー <その他> ・パイプハウス, 無加温, 年7作		○													

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
26	野菜専作 (きゅうり)	個別経営体	<作付面積> 計 0.5ha きゅうり (半促成+抑制) 0.25ha×年2作	2	2	<資本装備> パイプハウス, 温風暖房機, 灌水装置, トラクター, 管理機, 動力噴霧機 <その他> ・ハウス加温栽培, 半促成と抑制の組み合わせ (年2作)			○
27	野菜専作 (だいこん)	個別経営体	<作付面積> だいこん (夏秋どり) 3.0ha	2	1	<資本装備> トラクター, サブソイラー, マルチャー播種機, 動力 噴霧機, 洗浄機 <その他> ・3~4月べたがけ, マルチ栽培	○		
28	野菜専作 (なす)	個別経営体	<作付面積> なす (夏秋どり) 0.6ha	2	5	<資本装備> トラクター, 管理機, 自走式防除機, 運搬車 <その他> ・障壁作物 (ソルゴー) での囲い込みによる総合防除		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
29	果樹専作 (かんきつ)	法人経営体	<p><作付面積> かんきつ 計 10.0ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 温州みかん (早生) 0.5ha 温州みかん (いしじ) 1.0ha レモン 6.0ha はるみ 0.5ha はっさく 0.5ha 不知火 0.5ha 育成園 1.0ha 	4	20	<p><資本装備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 灌水施設, 動力噴霧機, 運搬車, 剪定枝粉碎機, 選果機, スピードスプレーヤー, ブロードキャスター</p> <p><その他> ・土づくり, 土壌水分管理, 葉数確保, 基本技術の励行</p>			○
30	果樹専作 (かんきつ)	個別経営体	<p><作付面積> かんきつ 計 2.5ha</p> <ul style="list-style-type: none"> 温州みかん (早生) 0.1ha 温州みかん (早生, マルチ) 0.1ha 温州みかん (いしじ) 0.1ha 温州みかん (いしじ, マルチ) 0.3ha レモン 1.3ha はるみ 0.2ha 不知火 0.1ha 育成園 0.3ha 	2	6	<p><資本装備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 灌水施設, 動力噴霧機, 運搬車, 剪定枝粉碎機, 選果機, モノレール</p> <p><その他> ・マルチ栽培による高品質果実生産</p>			○
31	かんきつ + トマト	法人経営体	<p><作付面積> 計 5.8ha</p> <ul style="list-style-type: none"> レモン 3.2ha 温州みかん (いしじ) 0.6ha 温州みかん (早生) 0.3ha その他 0.9ha トマト 0.8ha 	3	15	<p><資本装備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 灌水施設, 動力噴霧機, 運搬車, 剪定枝粉碎機, 選果機, スピードスプレーヤー, ブロードキャスター, パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 温風暖房器</p> <p><その他> ・かんきつ: 土づくり, 土壌水分管理, 葉数確保, 基本技術の励行 ・トマト: ハウス加温栽培, セル苗購入中間育苗, 1本仕立て, Uターン誘引</p>			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
32	果樹専作 (ぶどう)	法人経営体	<作付面積> ぶどう 計 3.0ha [ピオーネ (トンネル被覆) 1.0ha シャインマスカット (加温ハウス) 1.0ha シャインマスカット (トンネル被覆) 1.0ha]	3	7	<資本装備> ぶどう棚, 連棟ハウス, 温風暖房機, スピードスプレーヤー, トレンチャー <その他> ・短梢剪定, 無核栽培		○	
33	果樹専作 (ぶどう)	法人経営体	<作付面積> ピオーネ 計 3.2ha (加温 1 ha・簡易被覆 2.2ha)	2	4	<資本設備> 果樹棚, ハウス, 暖房機, トンネルメッシュ, 灌水施設, 防風網, スピードスプレーヤー, バックホー <その他> ・無核栽培	○	○	○
34	果樹専作 (ぶどう)	個別経営体	<作付面積> ぶどう 計 1.1ha [ピオーネ(加温ハウス) 0.2ha ピオーネ(トンネル被覆) 0.1ha ベリーA(保温メッシュ) 0.2ha ベリーA(トンネル被覆) 0.3ha シャインマスカット(加温ハウス) 0.2ha シャインマスカット(トンネル被覆) 0.1ha]	2	2	<資本装備> ぶどう棚, 連棟ハウス, 温風暖房機, スピードスプレーヤー, トレンチャー <その他> ・短梢剪定, 無核栽培			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
35	果樹専作 (なし)	法人経営体	<作付面積> なし 計 40ha あけみず 7ha 幸水 15ha 豊水 10ha あきづき, 甘太 8ha	20	20	<資本設備> 果樹棚, スピードスプレーヤー, トラクター, ブロードキャスター, マニュアルスプレッダー, フレールモア, 防蛾灯, 防霜ファン, 灌水装置 <その他> ・ジョイント仕立て		○	
36	果樹専作 (ブルーベリー)	法人経営体	<作付面積> ブルーベリー 4ha (生食 2.8ha・加工 1.2ha)	3	6	<資本設備> 乗用草刈機, 灌水施設, モノラック, 動力噴霧機, フォークリフト, 中耕機	○	○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
37	花き専作 (露地きく)	法人経営体	<作付面積> きく 3ha	2	9	<資本装備> 育苗ハウス, 電照施設, うね成型機, 灌水施設, 動力噴霧機, 選別機, 結束機, 予冷库	○	○	
38	花き専作 (きく)	法人経営体	<作付面積> きく (ハウス) 2ha	2	19	<資本設備> ハウス, 暖房機, 電照設備, うね成型機, 灌水施設, 動力噴霧機, 選別機, 結束機, 予冷库			○
39	花き専作 (花壇苗)	法人経営体	<作付面積> 花壇苗 0.9ha	2	13	<資本設備> ハウス, ベンチ, バックホー, 電熱線施設, 底面給水施設, 予冷库, 暖房機 <その他> ・パンジー他	○	○	○
40	花き専作 (きく)	個別経営体	<作付面積> きく 計 0.82ha 〔施設・輪ギク 0.3ha〕 〔露地・小ギク 0.5ha〕 〔育苗圃 0.02ha〕	2	5	<資本装備> パイプハウス, 電照設備, トラクター, 管理機, 動力噴霧機, 選花機, 暖房機, 冷蔵庫 <その他> ・施設は加温+電照栽培			○
41	花き専作 (きく)	個別経営体	<作付面積> きく 計 0.85ha 〔露地・輪ギク+小ギク 0.8ha〕 〔育苗ハウス 0.05ha〕	2	4	<資本装備> トラクター, 管理機, 動力噴霧機, 選花機, 杭打機, 運搬車, パイプハウス <その他> ・水稲との輪作による連作障害対策	○	○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
42	畜産専作 (肉用牛)	法人経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 200頭 飼料作物 16ha	3	3	<資本設備> 牛舎，管理機，堆肥舎，放牧施設（電気牧柵），フロントローダー <その他> ・飼料稲の播種，除草剤散布，防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○	○
43	畜産専作 (肉用牛)	法人経営体	<飼養頭数等> 肥育牛 200頭 飼料作物 7ha	1	1	<資本設備> 牛舎，管理機，堆肥舎，放牧施設（電気牧柵），フロントローダー <その他> ・飼料稲の播種，除草剤散布，防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○	○
44	畜産専作 (酪農)	法人経営体	<飼養頭数等> 乳牛 200頭 飼料作物 18ha	3	5	<資本設備> 牛舎，管理機，堆肥舎，放牧施設（電気牧柵），フロントローダー，搾乳装置，哺乳ロボット <その他> ・飼料稲の播種，除草剤散布，防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○	○
45	畜産専作 (養豚)	法人経営体	<飼養頭数> 6,000頭	2	9	<資本設備> 豚舎，運動場，糞尿処理施設，スキッドステアローダー，除糞機，飼料ホッパー，豚衡器，自動給餌器 <その他> ・繁殖肥育一貫経営	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
46	畜産専作 (養鶏)	法人経営体	<飼養羽数> 30万羽	2	25	<資本設備> 鶏舎, 糞尿処理施設, 除糞機	○	○	○
47	畜産専作 (肉用牛)	個別経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 50頭 育成牛 10頭 イタリアンライグラス 7.0ha 稲ワラ収集 15.0ha	2	1	<資本設備> 畜舎, 堆肥舎, トラクター, ダンプトラック, 鎮圧ローラー, ディスクモア, テッダーレーキ, ロールベラー, ラッピングマシン, マニユアスプレッダー <その他> ・分娩間隔 12.5ヵ月, 初産月齢 23.5ヵ月, 繁殖牛飼養年数 10年	○	○	○
48	畜産専作 (肉用牛)	個別経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 50頭 育成牛 10頭 イタリアンライグラス等 9.0ha 稲ワラ収集 9.4ha	2	1	<資本設備> 畜舎, 堆肥舎, トラクター, ダンプトラック, 鎮圧ローラー, ディスクモア, テッダーレーキ, ロールベラー, ラッピングマシン, マニユアスプレッダー <その他> ・一部(60%程度)を春～秋の半年間放牧, 冬期～春期の半年間, 稲発酵粗飼料(購入)を給与。	○	○	○
49	畜産専作 (肉用牛)	個別経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 30頭 育成牛 6頭 肥育牛 150頭 (去勢 100頭, 雌 50頭) イタリアンライグラス等 7.5ha 稲ワラ収集 20.7ha	2	3	<資本設備> 畜舎, 堆肥舎, トラクター, ダンプトラック, 鎮圧ローラー, ディスクモア, テッダーレーキ, ロールベラー, ラッピングマシン, マニユアスプレッダー <その他> ・放牧期間(繁殖牛) 3月～9月。肥育牛出荷月齢: 去勢牛 26ヵ月齢, 雌牛 26.5ヵ月齢	○	○	○

2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

(1) 経営管理の方法

ア 共通

- ・経営ビジョンの策定
- ・経営の継続・発展性を確保するための経営及び販売戦略の樹立
- ・財務諸表に基づく経営分析の実施
- ・経営体の体質強化のための自己資本の充実
- ・従業員の人材育成
- ・自然災害のリスクに備えた農業版BCPの作成及び従業員との共有

イ 法人経営

- ・月次による予算・実績管理の実施
- ・常時雇用者の人材育成

ウ 個別経営

- ・複式簿記記帳の実施及び経営と家計の分離
- ・青色申告の実施
- ・家族経営協定の締結

(2) 農業従事の態様

ア 共通

- ・就業環境の改善

イ 法人経営

- ・労務管理の徹底
- ・社会保険の加入

ウ 個別経営

- ・休日制度の導入
- ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の(3)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
1	野菜専作 (青ねぎ)	個別経営体	<作付面積> 計 0.75ha 青ねぎ (土耕) 0.3ha×年 2.5 作	1	1	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 自走マルチスプレッダー, 管理機, 動力噴霧器, 皮むき機 <その他> ・土耕栽培 ・ハウスによる年 2.5 作	○	○	○
2	野菜専作 (青ねぎ)	個別経営体	<作付面積> 計 2.4ha 青ねぎ (水耕) 0.4ha×6 回	1	3	<資本装備> 水耕プラント, 防除機, パネル洗浄機 <その他> ・ロックウール培地を利用した湛液型水耕栽培 ・年 6 作	○	○	
3	野菜専作 (アスパラガス)	個別経営体	<作付面積> アスパラガス (ハウス) 0.4ha	1	3	<資本装備> パイプハウス, 灌水施設, バーナー, 防除機, 運搬車, マルチスプレッダー <その他> ・ハウス栽培, 全期立茎栽培		○	
4	野菜専作 (トマト)	個別経営体	<作付面積> トマト (促成) 0.2ha	1	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 温風暖房器 <その他> ・ハウス加温栽培, セル苗購入中間育苗, 1 本仕立て, Uターン誘引			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力(人)		生産方式	地域区分		
				主たる 従事者	補助 従事者		北部	中部	南部
5	野菜専作 (トマト)	個別経営体	<作付面積> トマト(夏秋) 0.3ha	1	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 養液土耕システム, 動力 噴霧器 <その他> ・ハウス加温栽培, セル苗購入中間育苗, 2本仕立て, 斜め誘引, つる下ろし誘引	○		
6	野菜専作 (ミニトマ ト)	個別経営体	<作付面積> ミニトマト(夏秋) 0.3ha	1	4	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 自走式防除機 <その他> ・ハウス栽培, 定植苗を購入		○	
7	野菜専作 (ほうれん そう)	個別経営体	<作付面積> 計2.1ha ほうれんそう 0.35ha×年6作	1	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 播種機, 動力 噴霧機, 運搬車, マニュアルプレッダー <その他> ・雨よけハウス周年栽培, 年6作		○	
8	野菜専作 (ほうれん そう)	個別経営体	<作付面積> 計1.6ha ほうれんそう 0.4ha×年4作	1	2	<資本装備> パイプハウス, トラクター, 灌水装置, 播種機, 動力 噴霧機, 運搬車, マニュアルプレッダー <その他> ・雨よけハウス, 年4作	○	○	
9	野菜専作 (わけぎ+ トマト)	個別経営体	<作付面積> 計1.15ha わけぎ 0.5ha×年2作 トマト 0.15ha	1	2	<資本装備> パイプハウス, 耕運機, 動力噴霧器, 暖房機 <その他> ・わけぎ年2作, トマト半促成栽培			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力(人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
10	野菜専作 (イチゴ)	個別経営体	<作付面積> イチゴ 0.31ha (内育苗 6a)	1	2	<資本装備> パイプハウス, 高設栽培システム, 温風暖房器 <その他> ・広島型高設システムによるハウス促成栽培	○	○	
11	野菜専作 (こまつな)	個別経営体	<作付面積> 計 2.1ha こまつな 0.3ha×年7作	1	2	<資本装備> パイプハウス, 灌水装置, トラクター, 動力噴霧機, 運搬車, マニュアルスプレッダー <その他> ・パイプハウス, 無加温, 年7作		○	
12	野菜専作 (きゅうり)	個別経営体	<作付面積> 計 0.3ha きゅうり 0.15ha×年2作	1	2	<資本装備> パイプハウス, 温風暖房機, 灌水装置, トラクター, 管理機, 動力噴霧機 <その他> ・ハウス加温栽培, 半促成と抑制の組み合わせ(年2作)			○
13	果樹専作 (かんきつ)	個別経営体	<作付面積> 計 1.1ha (温州みかん(早生) 0.2ha 温州みかん(いしじ) 0.2ha レモン 0.6ha 育成園 0.1ha)	1	3	<資本装備> 貯蔵庫, 予措追熟施設, 灌水施設, 動力噴霧機, 選果 機, モノレール <その他> ・技術力の向上を目的として栽培品種を絞り込む			○

2 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

(1) 経営管理の方法

- ・経営ビジョンの策定
- ・経営の継続・発展性を確保するための経営及び販売戦略の樹立
- ・複式簿記記帳の実施及び経営と家計の分離
- ・青色申告の実施
- ・家族経営協定の締結
- ・従業員の人材育成
- ・自然災害のリスクに備えた農業版 BCP の作成及び従業員との共有

(2) 農業従事の態様

- ・就業環境の改善
- ・休日制度の導入
- ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

県は、第1の2の(1)に掲げる10年後の目指す姿の実現に向けて、企業経営体の確保・育成に注力する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就業しようとする青年や企業等について、県内の各地域で安心して就業・定着し、さらに経営発展することができるよう、相談の対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域ごとの受入から定着のサポートなど、関係機関・団体と連携して一貫した支援を実施する。

さらには、これらの経営体が、集落営農組織や小規模な農家等と連携し地域を支える仕組みを構築していく。

(1) 企業経営を目指す経営体の確保・育成

大規模経営を目指そうとする経営体の多くは、家族経営に雇用労働力を導入することで規模拡大を目指しているものの、マネジメントスキルが不足しており、特に、農場長等の人材育成手法や目標を達成するための予算・実績管理の仕組みが伴わないため、企業経営への成長が進んでいない。

このため、家族労働力中心の経営から、常時雇用を導入した経営への転換に向けた経営発展意欲の醸成を図るとともに、経営体の経営ビジョンを明確にして、その実現に向

けた個別課題の解決を支援する。

(2) 新規就業者等の新たな担い手の確保・育成

ア 自営就業者

市町・JAグループ等が実施する研修については、就業後の定着率が高いなど実績のある研修制度を横展開するとともに、実践型研修制度により、経営モデルに沿った栽培技術や経営スキルを習得させ、将来、規模拡大につながるモデルを実現できる新規就業者を育成する。

また、新規就業者が、地域の担い手として位置付けられ、就業や規模拡大に必要な農地の集積が図られるよう支援するとともに、国の就業に向けた資金等の活用が図られるよう促す。さらに、就業後は、新規就業者を集めての交流機会の提供、経営ビジョンの策定や経営管理の知識を習得する講座の実施により経営スキルの向上を支援する。

イ 雇用就業者

雇用就業希望者の受け皿となる経営体に対して、財務管理や人材育成の仕組みなど、組織体制の整った企業経営となるよう支援する。こうした経営体を増やすことで、将来、独立就業を目指す雇用就業者の確保につなげていく。また、経営体が求める人材については、農業技術大学校などの教育機関やJAグループ等の関係団体と連携し、確保する。

ウ 企業の農業参入促進

地域農業の核となるような農業経営の実績のある企業の参入を働きかける。

(3) 地域農業を担う者の確保・育成に向けた体制構築

集落営農組織や小規模な農家等が、地域資源を生かし、永続的に生産や農地保全等の活動に取り組むためには、企業経営体が地域のリーダーとなり、小規模な農家等と連携して地域を支えていく必要がある。

そのため県は、集落法人間連携や作業受委託、地域外の新規就業者や参入企業への経営移譲等、多様な主体と企業経営体等との連携等による持続可能な地域農業を担う体制の構築に向けた取組を市町等と連携して支援する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、広島県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）を広島県農林水産局、広島県農業協同組合中央会、一般社団法人広島県農業会議、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（広島県農地中間管理機構）、全国農業協同組合連合会広島県本部、広島県果実農業協同組合連合会、広島県信用農業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫広

島支店、公益財団法人ひろしま産業振興機構広島県よろず支援拠点により設置し、次の①～⑤の業務を行うこととする。

- ① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ② 経営管理の合理化等の農業経営の改善，農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応，専門家派遣，啓発活動
- ③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動，相談対応
- ④ 就農等希望者などの農業を担う者，その他関係者からの相談対応，必要となる情報の提供，希望に応じた就農先の紹介・調整
- ⑤ 就農前研修制度の充実のための支援

センターの事務局及び相談窓口については，広島県農林水産局に設置することとし，各構成機関と役割分担の上，就農から定着，経営発展までのサポートを一貫して支援を行うものとする。

3 県が主体的に行う取組

企業経営体の確保・育成に関しては，大規模経営を目指す経営体に対して，企業経営体のマネジメントの実例研修を実施するとともに，人材育成及び予算・実績管理に特化した専門家を派遣する伴走支援等を実施する。

また，事業成長の先進事例等からイノベーションを生み出すための経営戦略を考える講座の実施や，実需者ニーズに基づく生産販売戦略の策定・実行支援，さらに労働力確保支援等を取り組むことで，モデルとなる企業経営体の育成を図る。

新規就業者等の確保・育成に関しては，国の事業を活用した就業準備や就業時の支援等を行うとともに，農業高校等と連携した農業を目指す若者の育成等を図る。

集落営農組織や小規模農家等に関しては，集落法人間連携や企業経営体への経営移譲等，多様な主体との連携等による持続可能な地域農業を担う体制の構築に向けた取組を市町等と連携して支援する。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

県は，3の取組の他，センター構成機関・団体と連携して，センターの運営及び業務推進や，地域サポート体制の強化を支援する。

市町は，研修制度の運営，関係機関による地域サポート体制を構築し，地域サポート計画※等に基づく就業意欲喚起，就業前の支援及び就業後の定着に向けた支援を行うとともに，経営体の経営発展のためのサポートを行う。

広島県農業協同組合中央会，全国農業協同組合連合会広島県本部，広島県果実農業協同組合連合会は，研修制度の運営，JAグループ等が実施する研修制度の充実や，新規就

業者の確保・育成に係る支援・助言等を行う。

農業協同組合は、研修制度の運営、経営移譲を希望する経営体の情報等を関係機関と共有するとともに、新規就業等への営農指導や、必要に応じて農業用機械の貸与等の営農面でのサポートを行う。

一般社団法人広島県農業会議、広島県農地中間管理機構、市町農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応や情報の提供等を行う。

広島県信用農業協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする経営体や、経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資の活用を含む経営面でのサポートを行う。

公益財団法人ひろしま産業振興機構広島県よろず支援拠点は、6次産業化や販路拡大を目指す経営体からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。

※地域サポート計画

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1の第8の7及び別記2の第7の2の(11)に基づく計画

- 5 就業希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供センターは、就業関連情報を収集するとともに、収集した情報をホームページ等で積極的に発信する。

また、県域で就農応援フェアを開催して、就業希望者の確保を進めるとともに、就業希望者に対して相談対応を行い、就業候補地域が決定した場合は、円滑に就業できるよう地域サポート体制に情報を引き継ぐ。

- 6 確実に就業に結びつけるその他の取組

(1) 研修制度の充実支援

研修生を着実に就業に結び付けている研修制度では、就業後の経営モデルが備わっており、指導者が確保され、農地確保など関係機関で就業を支援する体制が整っていることから、自らの研修制度の評価を行った研修実施機関に対し、研修生が確保できるよう専門家派遣などによる研修制度の充実を支援する仕組みを構築する。

(2) 農業教育機関

農業技術大学校では、農業を職業として選択することに対して、明確なビジョン（将来のありたい姿）と目標（キャリアプラン、生活設計）を持ち、経営力やマネジメント能力を備えた将来の広島県農業の核となり得る人材を育成する。

また、県は、教育委員会や農業関係高等学校と連携し、高校生に対して、就業に向け

た様々な事例紹介や農業技術大学校への体験研修，先進的な経営体との意見交換などを行うことにより，就業イメージの醸成を図る。

第5 担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

※第5及び第6の事項における「担い手」は，効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者，認定新規就農者，基本構想水準到達者及び集落営農経営。）とする。

1 担い手が利用する農用地の利用の集積に関する目標

令和12年における担い手に対する農用地の利用の集積に関する目標（全域）は，46%とする。

2 担い手が利用する農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

集落法人の育成等により農地の面的集積は一定程度進んでいるが，担い手がさらに農地を効率的に利用できるよう，農地中間管理事業を活用して，分散錯ほの解消や担い手の農用地の連坦化・団地化を図り，市町が作成する地域農業経営基盤強化促進計画（法第19条に規定する計画をいう。以下「地域計画」という。）の実現に向けて関係機関が一体となって支援する。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2及び第5で示すような，営農類型ごとの経営体の育成と，これらの経営が地域の農用地利用の集積に関する目標を達成するため，今後10年程度で担い手への農地集積をさらに推進する必要がある。

このため，県（関係各課，農林水産事務所及び農林事業所（以下「農林水産事務所等」という。），農業技術指導所及び畜産事務所）は，市町，市町農業委員会，農業協同組合，一般社団法人広島県農業会議，広島県農業協同組合中央会，全国農業協同組合連合会広島県本部，一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団，広島県土地改良事業団体連合会等関係団体との連携のもとに農地中間管理事業を柱として，農業経営基盤強化を促進する取組を集中的かつ重点的に推進する。

また，これらの取組が，経営体の育成に効果的に結びつくよう，農業経営改善計画の認定制度の普及を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の支援等を重点的に行う。

1 利用権設定等促進事業の実施

県内各地域の特性に即した営農類型における経営体の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう、適正な賃借料及び農作業受託料金のもと、農作業受委託を含めた担い手への農地の利用集積を推進し、望ましい経営の発展と地域計画の達成に資する。

2 農用地利用改善事業の実施

地域における話し合いによる合意形成を通じ、農地の利用集積が進んでいない地域を中心として、農用地利用改善団体を設立することにより、担い手への農地の利用集積を進める。

3 その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

農作業の受託を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な経営体の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえて、その地域に適した事業を主体に重点的、効果的实施を図る。

4 地域における推進体制の構築

農林水産事務所等、農業技術指導所及び畜産事務所は、市町、市町農業委員会、農業協同組合等関係機関・団体と連携し、地域における推進体制を構築する。

特に、農地を有効に活用するには、地域の担い手や小規模な農家等、農地を所有する非農家などが参加し、育成すべき担い手を明確にするなど、地域の農業の将来方向について徹底して話し合いを進める必要があり、そのような活動が図られるよう支援を行う。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする経営体の農業経営改善計画の作成に関し、適切な支援を行う。

5 農地の利用条件の整備

生産基盤の整備については、大区画整備や再整備等により経営形態に即したほ場づくりに努め、作業の効率化、低コスト化、高収益化を図る。